

令和3年度 心理教育相談室活動報告

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

I. 沿革

愛知教育大学心理教育相談室は、平成21年に発足した愛知教育大学教育臨床総合センターに属する機関であり、①地域貢献②大学院生の臨床実習③教育臨床心理学の研究を主たる目的とし、学外の利用者のための心理教育相談活動を行っている。

平成9年、学校教育を取り巻く諸問題に現実的に対処すべく、既設の省令施設であった「教育工学センター」と「教科教育センター」とを発展的に統合・改組した新しい施設として「教育実践総合センター」が発足し、心理教育相談室が開室された。平成12年には、同センターに学校教育臨床専攻（臨床心理学コース）が新設され、当相談室は大学院生の臨床実践の場として位置づけられることとなった。

平成14年度より、学校教育臨床専攻は臨床心理士資格認定協会から第1種指定大学院に認定され、当相談室は臨床心理士養成のための実習機関としての機能を担うこととなった。平成20年より、当相談室は学内北門近くの建物に移転され、カウンセリングルーム4室、プレイルーム3室、箱庭療法室1室を備えた有料の相談機関として整備された。

なお、教育実践総合センターは平成21年10月の改組に伴い、教育臨床研究部門と発達支援研究部門の2部門からなる「教育臨床総合センター」に名称を改めた。現在、当相談室は同センターの教育臨床研究部門が管理運営を行っている。平成27年度には2部門の名称が、こころの支援研究部門とそだちの支援研究部門と改められた。平成30年4月より公認心理師制度に合わせたカリキュラムに変更され、国家資格試験への受験資格取得も可能となつた。また、令和2年4月の大学院改組により教育支援高度化専攻臨床心理学コースとして再編成された。

当相談室は、これまでの歴史と伝統を踏襲しつつ、時代の流れや社会のニーズに合わせた相談室のあり方を模索し続けている。平成20年の移転および有料化を機に、より一層円滑な相談活動を行うためのシステムの整備や改善に力を入れ、ソフト・ハード両面での更なる充実をも目指して取り組みを行っている。なお、平成25年度および平成27年度にカウンセリングルームが1室ずつ整備され、現在はカウンセリングルーム6室、プレイルーム3室、箱庭療法室1室を備えた相談室となっている。

新型コロナウィルス感染予防対策として健康調査票の提出や待合室の利用制限、消毒の徹底などの感染防止のための手立てを講じ、活動を行っている。

そのような中、今後も地域に貢献できる相談室であり続けるために、相談活動の質の向上、そのために必要なシステムの整備・改善を目指していく。引き続き、相談室の内外の環境の整備や相談室スタッフの研修の充実を図っていきたい。

II. 相談室スタッフの構成

令和3年度のスタッフは、教育支援高度化専攻臨床心理学コースの教員7名、非常勤カウンセラー2名、同専攻の大学院生31名、同専攻の修了生を中心とした学外の協力者23名で構成されている（表1）。当相談室は臨床心理士および公認心理師の養成機関を兼ねているため、教員の指導のもと、大学院生が中心となって相談活動を行っている。相談室長は昨年度に引き続き高橋靖子准教授が務めている。

表1 スタッフ構成

所属	人数	割合
教員	7	11.1%
非常勤カウンセラー	2	3.2%
相談スタッフ	23	36.5%
M2	14	22.2%
M1	17	27.0%
院生計	31	49.2%
計	63	

III. 相談活動

（1）相談活動の概要

今年度（R3.4.1～R4.3.31）の新規申込件数は22ケース（41名）であった（前年度26ケース）。前年度からの引継ぎケース19ケースを加え、期間中に取り扱ったケースは合計62ケース（107人）であった（前年度71ケース、120人）。

面接形態（表2）としては、「母子並行面接」が21ケース（85人）と全体の来談者数の8割弱を占め、最も多くなっている。「親のみ」といった相談形態をとる場合もあるが、総じて子どもに関する相談が主となっている。次いで、「個人面接」が18ケースと、全体の来談者数の約17%を占めている。

表2 面接形態

区分	人数	割合
個人面接	18	16.7%
親のみ	0	0.0%
子どものみ	0	0.0%
母子並行面接	85	78.7%
父子並行面接	2	1.9%
父母子並行面接	0	0.0%
家族面接	3	2.8%
その他	0	0.0%
計	107	

年齢区分別にみると（表3）、成人については「30代」「40代」「50代」の相談人数が多く、全体の5割強を占めている。この年代は、個人面接における相談のほか、子どもに関する相談を主訴として来談することが多いため、その割合が高くなっていると思われる。子どもについては、「小学生」「中学生」「高校生」の順に相談人数が多くなっている。

表3 相談者の年齢

区分	人数	割合
乳幼児	4	3.7%
小学生	25	23.4%
中学生	6	5.6%
高校生	8	7.5%
大学生	1	0.9%
学生以外未成年	1	0.9%
20代	5	4.7%
30代	14	13.1%
40代	37	34.6%
50代	6	5.6%
60代以上	0	0.0%
不明	0	0.0%
計	107	

相談内容（表4）としては、「不登校・登校しぶり」が最も多く（33.6%）、次いで、「発達に関する相談」（14.0%）、「対人関係」（12.1%）の順となっている。

相談内容については、「不登校・登校しぶり」は近年一貫して上位を占めており、当相談室の特徴といえる。この特徴は、本校が県内唯一の教育大学であることや教育機関へのパンフレット配布などの影響と推察される。教育大学附属の心理教育相談室として地域から求められるニーズが反映された結果と考えられる。また、今年度は

「発達に関する相談」が二番目に多い結果となった。発達の遅れや発達障害の疑いといった「発達に関する相談」は、近年の発達障害への関心の高まりとともに、当相談室においても相談件数が増加している。

表4 相談内容

区分	人数	割合
不登校・登校しぶり	36	33.6%
発達に関する相談	15	14.0%
家族関係	6	5.6%
対人関係	13	12.1%
自分自身について	8	7.5%
場面緘默・緘默傾向	8	7.5%
将来への不安	3	2.8%
引きこもり	1	0.9%
情緒不安定	2	1.9%
対人不安・対人恐怖	1	0.9%
強迫傾向	2	1.9%
パニック	0	0.0%
トラウマ	0	0.0%
非行・怠学・生活の乱れ	0	0.0%
心身症	0	0.0%
家庭内暴力	0	0.0%
うつ	1	0.9%
その他の不安・恐怖	3	2.8%
いじめ	3	2.8%
育児不安	4	3.7%
虐待	0	0.0%
摂食障害	0	0.0%
その他	0	0.0%
計	107	

転帰（相談・治療の効果の判定）（表5）については、全107ケースのうち、継続中のケースが61ケースと、引継ぎを含め次年度も継続することになったケースが全体の半数以上を占めている。引き続き、本相談室では中長期的な心理的支援を行う体制を整えていきたいと考えている。

表5 転帰

転帰	割合
継続	57.0%
中断	2.8%
終結	31.8%
インテークのみ	6.5%
リファー	1.9%
その他	0.0%
計	107

(2) 新規申込から読み取れる相談室の動向について

昨年度に引き続き、クライエントのニーズに合った支援を提供するために、相談室で対応可能なケースはどう

かの判断を厳密に行い、場合によっては受付の段階で受理せず、他機関へ繋ぐことを想定した対応も行った。

今年度の新規申込件数を見ると、前年度と比べて9件の減少(26%減)となっている(表6)。なお、この他にも申込みの時点で相談室の適応ケースではないと判断し受理しなかったケースも多数あり、その中には医療機関での心理的支援が適切と考えられるケースもあった。

今後も多様な施設への広報活動や定期的なHPの更新を継続していく必要がある。

表6 新規相談申込件数比較

期間	件数
3年4月~4年3月	29
2年4月~3年3月	26
31年4月~令和2年3月	35
30年4月~31年3月	24
29年4月~30年3月	22
28年4月~29年3月	42

表7 申し込みに至った経緯

申し込みの経緯		件数	
広報	新聞	0	5
	ポスター・パンフレット	0	
	ホームページ	5	
紹介	学校関係	10	24
	クリニック	7	
	役所関係	1	
	幼稚園・保育園	0	
	知り合い・友人	2	
	その他	4	
不明		0	0
合計		29	

また、新規受付に関して、申し込みに至った経緯の内訳をみると(表7)、全29件のうち、新聞やポスター、ホームページといった広報による申し込みは5件(17.2%)であった。一方、学校やクリニック、役所関係、知り合いや友人といった紹介による申し込みは24件(82.8%)であった。

今年度は、紹介による申し込みが広報による申し込みを大きく上回る結果となった。この傾向は近年の相談室の申し込み経緯の主流となっている。近年の継続的な広報活動により相談室の必要性が改めて認知されてきたと推察される。今後も、積極的な広報活動を行うことにより地域での相談室の認知度を高め、相談室への信頼感の向上や他機関との連携の増加へと繋げていきたい。

引き続き当相談室に求められるニーズを細やかに汲み取り、地域の方々へ役立つ支援の提供を行い、地域の心の健康の保持増進に貢献することを目指す。

IV. 教育・訓練体制

当相談室は臨床心理士および公認心理師の養成機関を兼ねている。その訓練の一環として、大学院生には当相談室におけるインターク面接への陪席やケースの担当が義務づけられている。また、平成24年度より、それまで教員が行っていたインターク面接を大学院生が教員の隣席のもとで行うこととなった。流れとしては、まず大学院1年生(M1)の時点で心理臨床の基本的知識や心構えについて一定期間訓練を受ける。その後で陪席を行い、その後スタッフとしてケースを担当し、教員隣席のもとでインターク面接を実施する。

陪席とインターク面接(表8)に関しては、令和2年度に入学した院生(M2)14名が行ったインターク面接に関しては、今年度の実施回数は16回(前年度は21回)である。したがって、一人当たり平均1.1回であった。また、M2の一年間の陪席は21件となっている。

表8 令和2年度に入学した院生の

陪席・インターク実施回数(令和3年度)

	インターク	陪席	合計
実施回数	16	21	37

担当ケース数に関しては、令和2年度に入学した院生(M2)14名に対して、ケース数は64ケースである。したがって、一人当たり4.6ケース担当していることになる。

表9 令和2年度に入学した院生の

平均担当ケース数(令和3年度)(※)

在籍人数	ケース数	平均担当数
14	64	4.6

※終結・中断件数も含む

ケース担当や陪席に並び、教育・訓練体制の中核を担っているのは、インターク・カンファレンス、ケース・カンファレンスである。インターク・カンファレンスやケース・カンファレンスを通して、大学院生が担当しているケースの検討が行われている。

スーパーヴィジョンも、インターク・カンファレンスやケース・カンファレンスと同じく、大学院生の臨床能力向上に大きな役割を果たしている。今年度も教育支援高度化専攻臨床心理学コースの「臨床心理面接演習I・II・III・IV」の授業の中で、グループ・スーパーヴィジョンを行っている。加えて、平成27年度より、個人スーパーバイザー制度が導入されている。これは、大学院生が担当しているケースごとに、スーパーバイザーとして教員を必ず1名配置するというものである。これにより、大学院生がより安心して面接を行えるシステムとなり

った。

当相談室に相談室スタッフとして登録をしている旧・学校教育臨床専攻の修了生に対しては、教育訓練の場として事例検討会を実施している。年5回実施される事例検討会のうち、3回以上の参加を相談スタッフの継続条件としており、卒後教育の徹底を図っている。

また、平成28年度より引き続き配置されている非常勤カウンセラーは、大学院生のインテーク面接への隣席やスーパーヴィジョンを通して大学院生の教育・訓練に携わっている。これにより、大学院生が多様な指導を受ける機会がさらに拡充されている。